

高齢者虐待防止・ 養護者支援法施行後の 5年間

法施行後の動向、課題とヒント、ツールと資料



高齢者虐待防止・養護者支援法 施行後の5年間

法施行後の動向、課題とヒント、ツールと資料

目次

はじめに	1
本書の構成	2
第1章 法施行後5年間の動向	
1 法施行後の動向把握	3
1-1 調査研究	3
1-2 本章で取り扱う調査データについて	3
2 養介護施設従事者等による高齢者虐待への対応	4
2-1 相談・通報	4
2-2 相談・通報に対する事実確認	5
2-3 虐待の件数	5
2-4 虐待の状況と内容	6
2-5 被虐待者の状況	7
2-6 虐待を行った養介護施設従事者等	8
2-7 虐待の事実が認められた事例への対応状況	8
2-8 地域性と相談・通報件数	9
3 養護者による高齢者虐待への対応	10
3-1 相談・通報	10
3-2 相談・通報に対する事実確認	11
3-3 虐待の件数と種別・類型	11
3-4 被虐待者の状況	12
3-5 虐待の事実が認められた事例への対応状況	15
3-6 地域性と相談・通報件数および虐待事例数	17
3-7 虐待等による死亡事例	18
4 市区町村における体制整備	19
4-1 調査項目と項目ごとの実施率の推移	19
4-2 地域性と体制整備の状況	21
4-3 体制整備の状況と相談・通報および被虐待者数の関係	21
4-4 地域包括支援センターの設置状況と相談・通報および被虐待者数の関係	22
5 全国規模の実態調査	23

第2章 高齢者虐待防止・対応を促進するための課題とヒント

1 高齢者虐待防止・対応を促進するための施策課題	29
1-1 法施行後の動向把握からみえてきた課題	29
1-2 養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止と対応	29
1-3 養護者による高齢者虐待の防止と対応	30
1-4 市区町村の体制整備、都道府県等との連携、実態把握の方法	32
2 実務者における課題と改善のヒント	34
2-1 実務者における課題	34
2-2 改善のヒント	35
① 養介護施設従事者等による高齢者虐待	35
② 養護者による高齢者虐待	47

第3章 高齢者虐待の防止・対応に役立つツール・資料

1 高齢者虐待防止・対応に役立つツール等の収集	59
1-1 法施行後のツール・資料開発の取り組みや活用の状況把握	59
1-2 ツール・資料の整理と情報提供	59
2 役立つツール・資料	60
2-1 厚生労働省による資料	61
2-2 主に養介護施設従事者等による高齢者虐待や身体拘束の問題に関するもの	62
2-3 養介護施設従事者等／養護者による高齢者虐待の両者を扱っているもの	65
2-4 主に養護者による高齢者虐待の問題に関するもの	67
2-5 高齢者の権利擁護や養護者支援全般に関わるもの	70
2-6 地方自治体や各法人等で開発されたもの（一覧表）	71

巻末資料

1 参考文献リスト	83
2 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律 及び 同施行規則	86

委員一覧

99

はじめに

社会福祉法人東北福祉会
認知症介護研究・研修仙台センター
センター長 加藤 伸司

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下、高齢者虐待防止・養護者支援法）が平成 18 年度より施行されてから、6 年間に経過しようとしています。

この間、厚生労働省では、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査」として、各年度の高齢者虐待防止・養護者支援に関する市区町村・都道府県等の対応状況等に関する調査を実施し、結果を公表しています。調査結果の公表は翌年度に行われるため、現時点で法施行後 5 年間の状況が明らかにされていることになります。

また、関係する諸団体、研究機関、研究者らによっても、この間高齢者虐待の防止・対応に関するさまざまな調査研究が実施されています。さらに、調査研究事業と並行して、高齢者虐待防止・対応に役立つツールの開発や、資料のとりまとめが行われています。加えて、各都道府県・市区町村においては、さまざまな体制整備や施策の展開、実務上の工夫などが実施されています。これらについても、法施行後 5 年以上を経て、一定の蓄積がみられているところです。

このようなことから、本書の作成を含む調査研究事業「高齢者虐待防止・対応施策を促進する要因および具体策に関する調査研究事業」（平成 23 年度老人保健事業推進費等補助金（老人保健健康増進等事業）による事業：認知症介護研究・研修仙台センター）は、本邦のこれまでの高齢者虐待防止・対応の状況を検証・総括し、今後の新たな施策展開の指針を見出すとともに、高齢者虐待の防止・対応にあたる実務者に対する有益な情報提供を行うことを目的として実施されました。

本書は、その成果の一端を、主に高齢者虐待の防止・対応の実務にあたる皆さまへの情報提供という観点からとりまとめたものです。

本書が、今後の高齢者虐待の防止・対応の進展に少しでも役立てば幸いです。

平成 24 年 3 月

本書は、以下の3章および巻末資料によって構成されています。

第1章 法施行後5年間の動向

この章では、法に基づく対応状況調査における、平成18年度～平成22年度の状況に関する調査データをもとにした結果を中心に、法施行後5年間の高齢者虐待やその対応、あるいは市区町村等の体制整備の状況について整理しています。

また、上記調査以外に、同時期に全国規模で実施された主な調査研究の実施状況についても示しています。

第2章 高齢者虐待防止・対応を促進するための課題とヒント

この章では、第1章で示した内容をもとに、法施行後5年間の調査研究実績を振り返り、今後高齢者虐待の防止・対応を促進していくための課題を整理していきます。またあわせて、虐待防止・対応実務を行う際の具体的な困難さについても整理し、それらの困難さ（課題）に対して、実際に市区町村等で工夫して行っている内容をヒントとして示しています。

第3章 高齢者虐待の防止・対応に役立つツール・資料

この章では、国内の主な研究機関や団体、研究者、地方自治体等を対象に、ツールや資料開発の取り組みやその活用の状況をたずねる調査を実施し、その結果を踏まえて、高齢者虐待防止・対応に役立つツール・資料を整理しました。

巻末資料

■ 参考文献リスト

■ 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律 及び 同施行規則

委員一覧

法施行後 5年間の動向

1 法施行後の動向把握

1-1 調査研究

高齢者虐待防止・養護者支援法第26条では、国が必要な調査を行うこととされています。これに基づき、厚生労働省では、各年度の高齢者虐待防止・養護者支援に関する市区町村・都道府県等の対応状況等に関する調査を実施し、結果を公表しています（「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査」として、各年度の状況を次年度に調査・公表）。

この章では、この法に基づく対応状況調査における、平成18年度～平成22年度の状況に関する調査データをもとにした結果を中心に、法施行後5年間の高齢者虐待やその対応、あるいは市区町村等の体制整備の状況について整理しています。

また、法施行後、高齢者虐待の防止・対応に関する上記以外の調査研究も多数行われています。本章ではそのうち、平成18年度～平成22年度に、主に全国規模で実施された調査研究の実施状況についても示すことで、法に基づく対応状況調査の結果とあわせて法施行後の動向を整理しています。

1-2 本章で取り扱う調査データについて

本章では、上記のように法に基づく対応状況調査（平成18～22年度分）の調査データを利用しています。調査データを利用するにあたっては、5年度分のデータを連結・統合して分析できるよう、以下のような処理を行っています。したがって、厚生労働省において毎年度公表している調査結果とは、自治体数や虐待件数をはじめとした多くの数値が異なることにご注意ください。

全体の分析データについて

◆客体数：1,736市区町村（特別区を含む） *一部分析を除く

平成18年度～平成22年度を対象とした各年度の「法に基づく対応状況調査」データを以下のように統合した。

- ・この間に市町村合併等があった場合、平成22年度の対象市町村に自治体の区分を合わせた。
- ・上記の処理に伴い、体制整備状況等一部項目については調整をはかった。
- ・年度間で調査項目が異なる部分については、平成22年度の項目を基本的に意味的な整合性をはかり、調整した。
- ・上記までの処理に伴い、ごく一部だが全年度間の突合ができず、採用しなかったケースがある。
- ・東日本大震災の影響で平成22年度分の結果が欠損したため、全年度分を統合した際に採用しなかったケースがある。
- ・養介護施設従事者等による高齢者虐待への対応状況については、事実確認後の内容・対応状況を都道府県単位でとりまとめているため、この部分のみ上記までの処理を要しない都道府県におけるデータを利用した（本章の該当箇所には「都道府県データを使用」と記載）。

死亡事例の分析データについて

◆客体数：平成19～22年度分の104件

- ・データおよび調査の形式から、同一の枠組で取り扱うことのできる、平成19～22年度のデータを採用した。
- ・例数との関係から、年度間の比較等は実施せず、全事例を一括して取り扱うこととした。

2 養介護施設従事者等による高齢者虐待への対応

養介護施設従事者等とは、老人福祉法および介護保険法に規定する「養介護施設」または「養介護事業」の業務に従事する職員のことを指します。

またそのため、養介護施設従事者等による高齢者虐待に関する虐待防止・高齢者保護をはかるための対応は、老人福祉法もしくは介護保険法に基づく権限の適切な行使によってなされます。

◆養介護施設従事者等とは◆

2-1 相談・通報

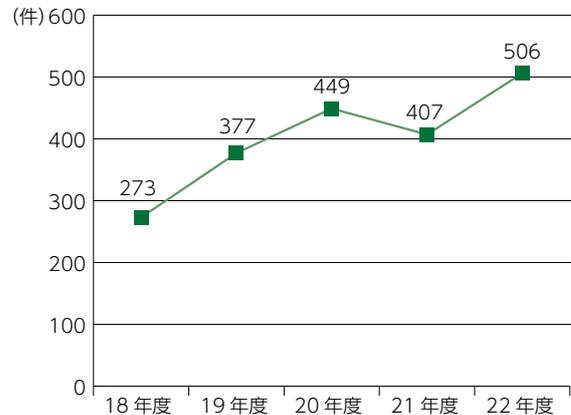
各年度において市区町村が受け付けた、養介護施設従事者等による高齢者虐待に関する相談・通報件数の推移を図表 2-1 に示しました。

これをみると、件数が前年度より下がっている場合があるものの、全体としては増加傾向にあることがうかがえます。

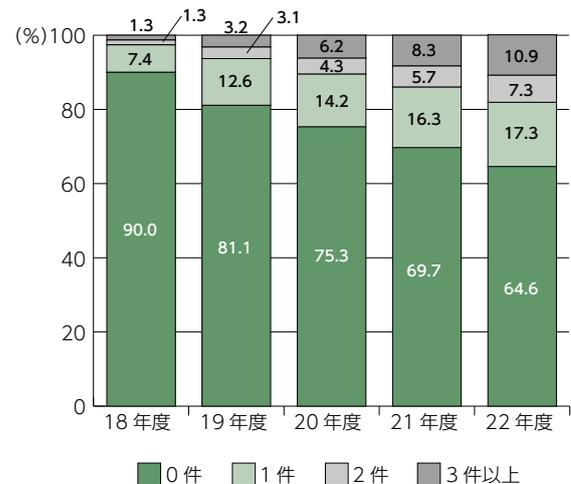
次に、市区町村ごとの相談・通報件数について、各年度時点での累積で示したものが、図表 2-2 です。法施行後徐々に相談・通報を受け付けた経験のある市区町村は増加していますが、全市区町村のうち、およそ 2 / 3 は法施行後の 5 年間で相談・通報受付経験がないことがわかります。また、相談・通報の受付経験がある市区町村であっても、その多くは 1 件ないし 2 件であり、経験が蓄積している自治体は非常に少ないことがわかります。

また、相談・通報がどのような立場の人によってなされたのかをみていくと、いくつかの特徴がみられました（図表 2-3）。

相談・通報者としてもっとも多いのは「当該施設職員」でした。「当該施設職員」が相談・通報者に占める割合は、増加してきています。また次に多いのは「家族・親族」、「当該施設元職員」などでした。被害を受けた可能性がある本人が訴える割合は非常に少ないこと、当該施設「元」職員や「匿名」を含む不明というカテゴリーに含まれる相談・通報者の割合がやや高いことなどから、養介護施設従事者等による高齢者虐待に関わる情報を把握することの難しさがうかがえます。



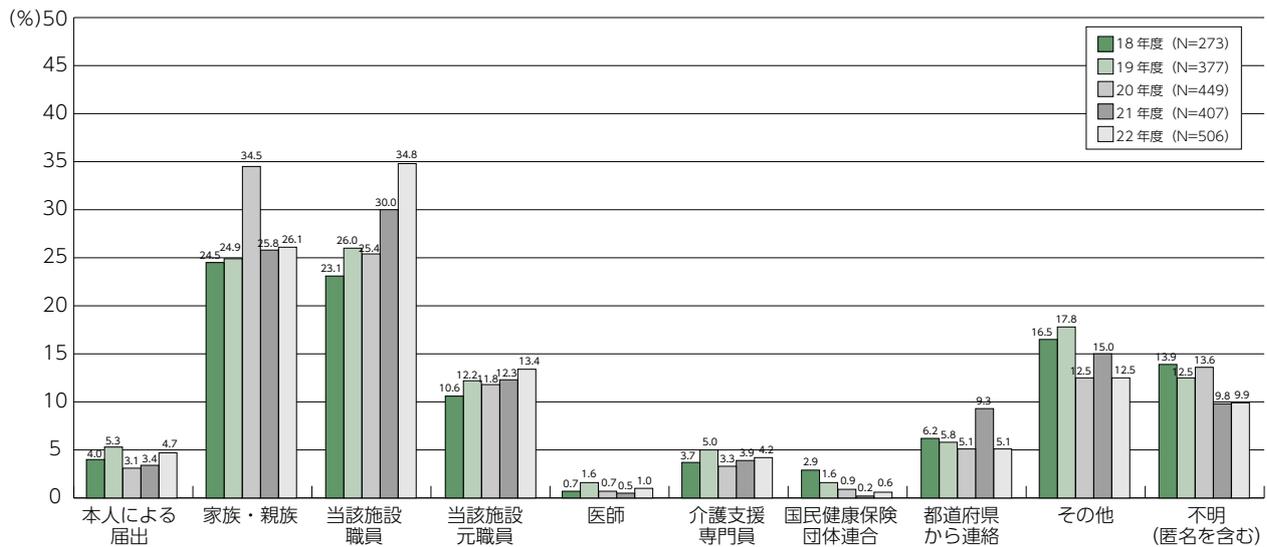
図表 2-1 市区町村における相談・通報件数の推移 (養介護施設従事者等による高齢者虐待)



図表 2-2 市区町村における累積相談・通報件数 (養介護施設従事者等による高齢者虐待)

*以降に示す結果は、分析にあたって 5 年間のデータの連結に伴う処理を行ったため、厚生労働省が毎年度公表している法に基づく対応状況調査の結果とは、市区町村数や各項目の件数・割合等が一致しないことに留意されたい。

*割合に関する数値は小数点以下第 2 位を四捨五入しているため、表記された値の合計が 100%にならない場合がある。

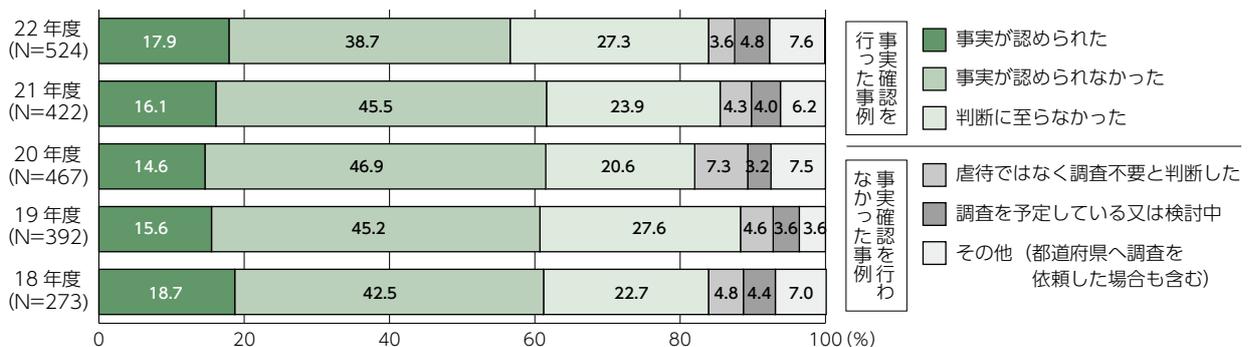


図表 2-3 市区町村に対する相談・通報者の内訳 (複数回答形式で集計、養介護施設従事者等による高齢者虐待)

2-2 相談・通報に対する事実確認

相談・通報を受け付けた場合に、高齢者の状況や事実関係の確認がどのように行われているのかについて、図表 2-4 に示しました。これをみると、各年度において 80%以上の事例については事実確認が行われていることがわかります。しかし、全体の 20～30%近くは、事実確認を行ったものの、「虐待に至らなかった」事例でした。

また、図表には示していませんが、累積の事実確認実施件数を市区町村ごとに整理すると、相談・通報件数と同様に、およそ 2 / 3 の市区町村では法施行後以降、事実確認を実施した経験がないことも示されています。

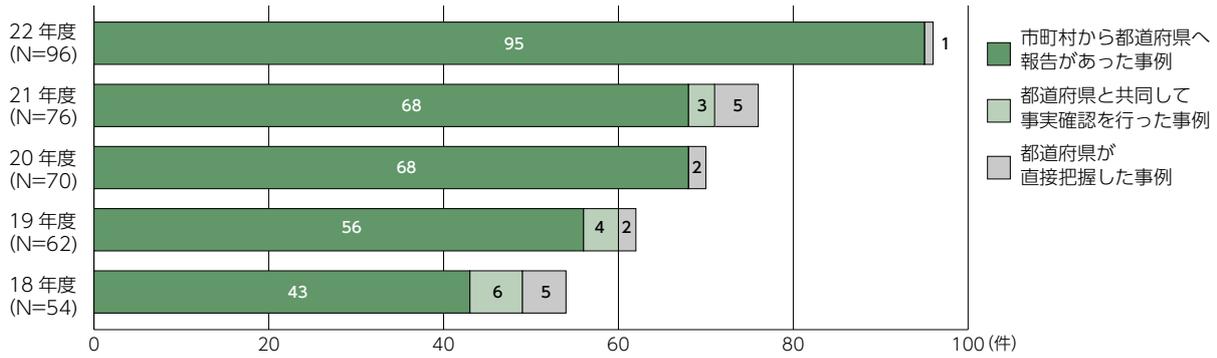


図表 2-4 市区町村における相談・通報に対する事実確認 (養介護施設従事者等による高齢者虐待)

* 通報等を受け付けた翌年度以降に事実確認を実施したことがあるため、19年度以降の件数は図表 2-1 等の相談・通報件数とは一致しない。

2-3 虐待の件数 (* 都道府県データを使用)

養介護施設従事者等による高齢者虐待に関しては、通報等が都道府県に直接なされる場合や、事実確認を市区町村と都道府県とで共同で行う場合があります。ここでは、そうしたケースを含めて、事実確認によって虐待の実態が確認できた件数の推移を示しています (図表 2-5)。この結果からは、養介護施設従事者等による高齢者虐待の件数が、年々増加していることがわかります。



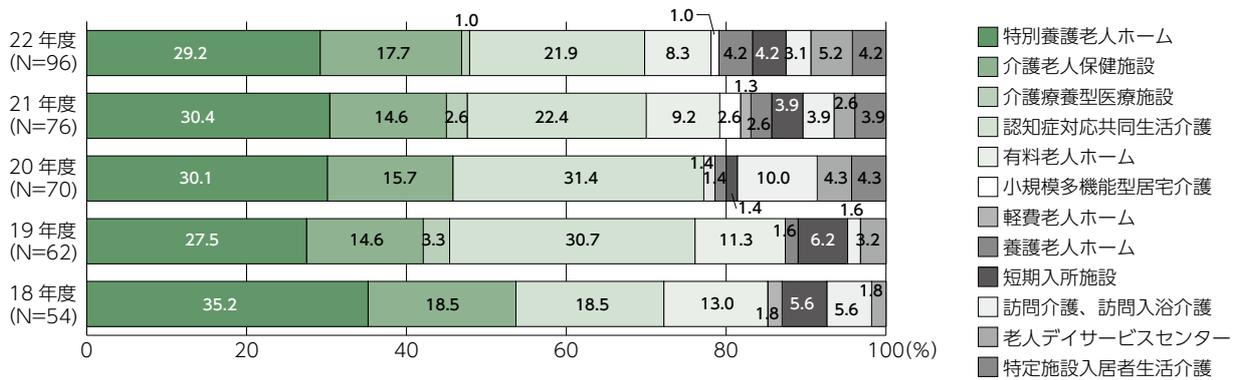
図表 2-5 虐待の事実が認められた事例件数の推移 (養介護施設従事者等による高齢者虐待)

2-4 虐待の状況と内容 (*都道府県データを使用)

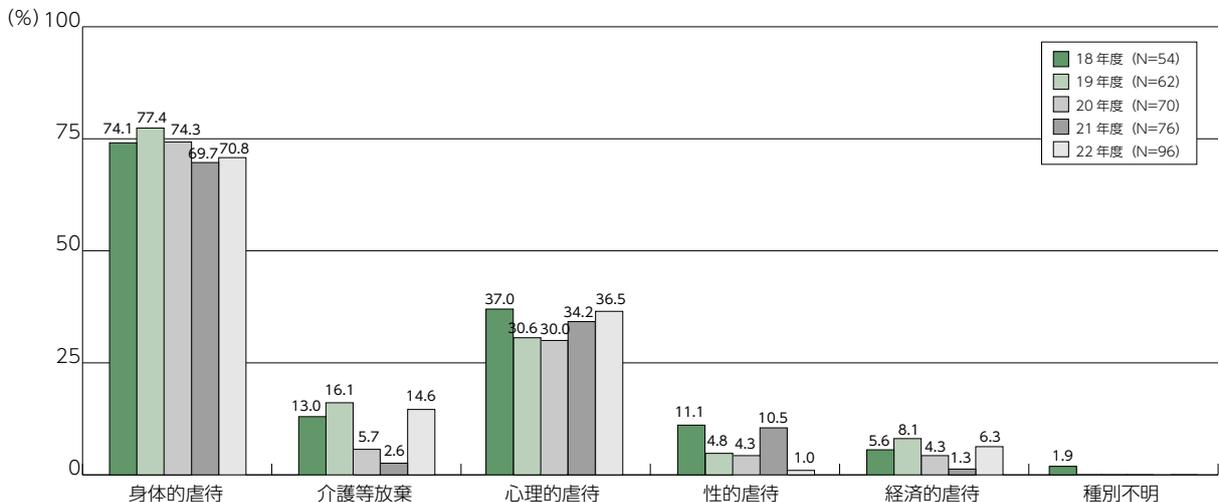
上記のように虐待の事実が認められた事例について、施設・事業所の種別 (図表 2-6)、虐待の種別・類型 (図表 2-7) を示しました。

施設・事業所の種別からは、特別養護老人ホームやグループホーム (認知症対応型共同生活介護) など、利用者である高齢者がそこに生活の場を移してサービスを受ける施設・事業所での事例が多いことがわかります。短期入所施設を含めれば、こうした施設・事業所で全体のおよそ90%以上を占めています。

また、虐待の種別・類型では、もっとも割合が高いのが身体的虐待であり、心理的虐待がそれに次いで多いことがわかります。



図表 2-6 虐待の事実が認められた施設・事業所の種別 (養介護施設従事者等による高齢者虐待)



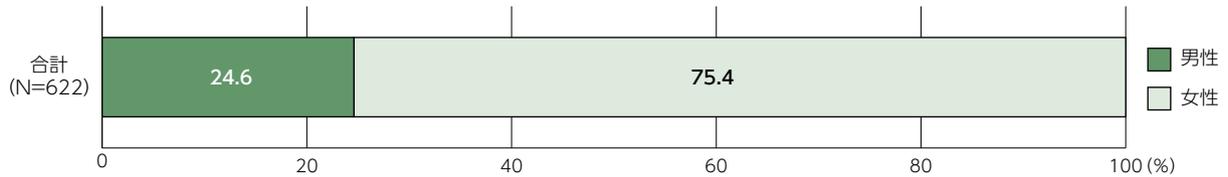
図表 2-7 虐待の種別・類型 (養介護施設従事者等による高齢者虐待)

2-5 被虐待者の状況（*都道府県データを使用）

虐待の事実が認められた事例について、虐待を受けた高齢者（被虐待者）の属性をまとめました。ここでは、性別（図表 2-8）、年齢（図表 2-9）、要介護度（図表 2-10）について、5年間の合計値を示しています。

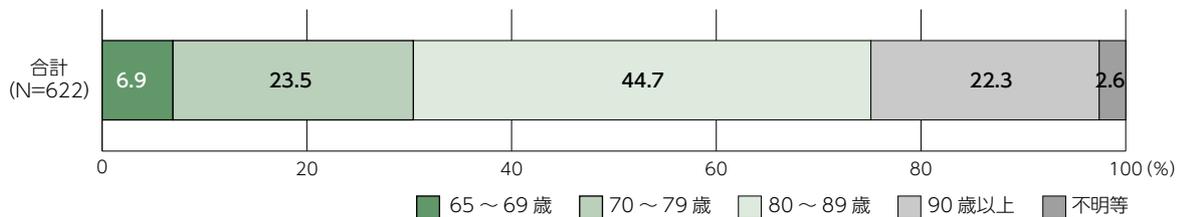
性別では、全体のおよそ3/4を女性が占めています。また年齢については80歳代がもっとも多く44.7%を占めていますが、90歳以上も20%を超えています。

要介護度については、要介護3以上がおよそ3/4を、要介護4以上が半数以上を占めています。



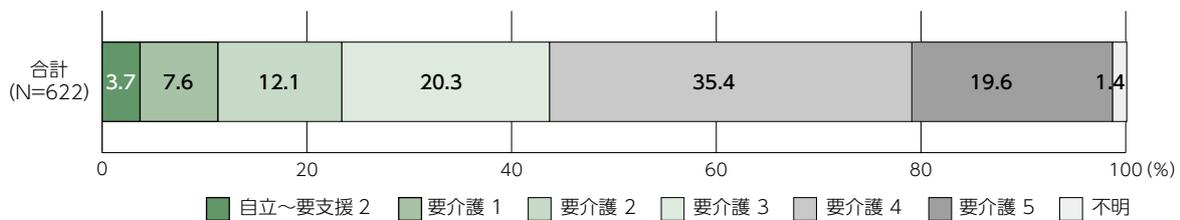
図表 2-8 被虐待者の性別（5年間の合計。養介護施設従事者等による高齢者虐待）

*被虐待者が特定できた事例で、かつ1件の事例に対して被虐待高齢者が複数の場合があるため、特定できた被虐待者の数に対する割合を示している。



図表 2-9 被虐待高齢者の年齢（5年間の合計。養介護施設従事者等による高齢者虐待）

*被虐待者が特定できた事例で、かつ1件の事例に対して被虐待高齢者が複数の場合があるため、特定できた被虐待者の数に対する割合を示している。

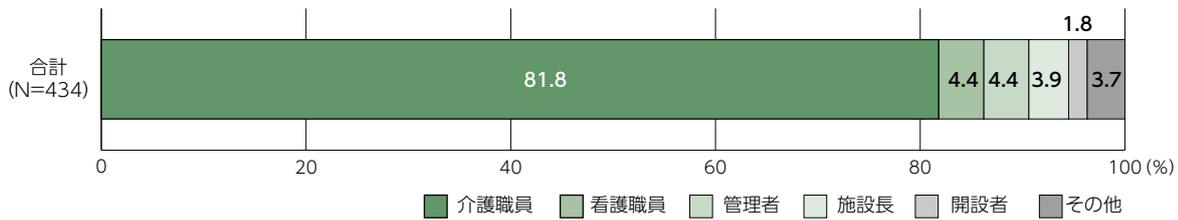


図表 2-10 被虐待者の要介護状態区分（5年間の合計。養介護施設従事者等による高齢者虐待）

*被虐待者が特定できた事例で、かつ1件の事例に対して被虐待高齢者が複数の場合があるため、特定できた被虐待者の数に対する割合を示している。

2-6 虐待を行った養介護施設従事者等（*都道府県データを使用）

虐待を行った養介護施設従事者等の職種を、図表 2-11 に示しました（5年間の合計値）。介護職員が大半を占めていることがわかりますが、看護職員や管理者・施設長等による場合も一定の割合で認められます。



図表 2-11 虐待を行った養介護施設従事者等の職種（5年間の合計。養介護施設従事者等による高齢者虐待）

2-7 虐待の事実が認められた事例への対応状況（*都道府県データを使用）

都道府県または市区町村が、虐待の事実が認められた事例について行った対応を、図表 2-12 にまとめました。割合としては大きくはありませんが、改善命令や指定取消を含めた厳しい対応がなされている事例もあることがわかります。

図表 2-12 虐待の事実が認められた事例への対応状況

		18年度 (54件)	19年度 (62件)	20年度 (70件)	21年度 (76件)	22年度 (96件)
市町村による 指導等	施設等に対する指導	—	55	61	61	83
	改善計画提出依頼	—	44	40	46	54
	従事者への注意・指導	—	21	12	14	19
介護保険法又は老人 福祉法の規定による 権限の行使（都道府県 又は市町村）	報告徴収、質問、立入検査、指導	48	34	23	39	35
	改善勧告	4	2	3	6	7
	改善命令	1	1	0	1	1
	指定の停止	1	0	0	0	0
	指定取消	0	2	0	0	0
	合計（権限行使）	54	39	26	46	43
当該施設等における 改善措置（複数回答）	施設等から改善計画の提出	27	51	53	61	63
	勧告・命令等への対応	5	2	3	6	8
	その他	18	11	0	21	34

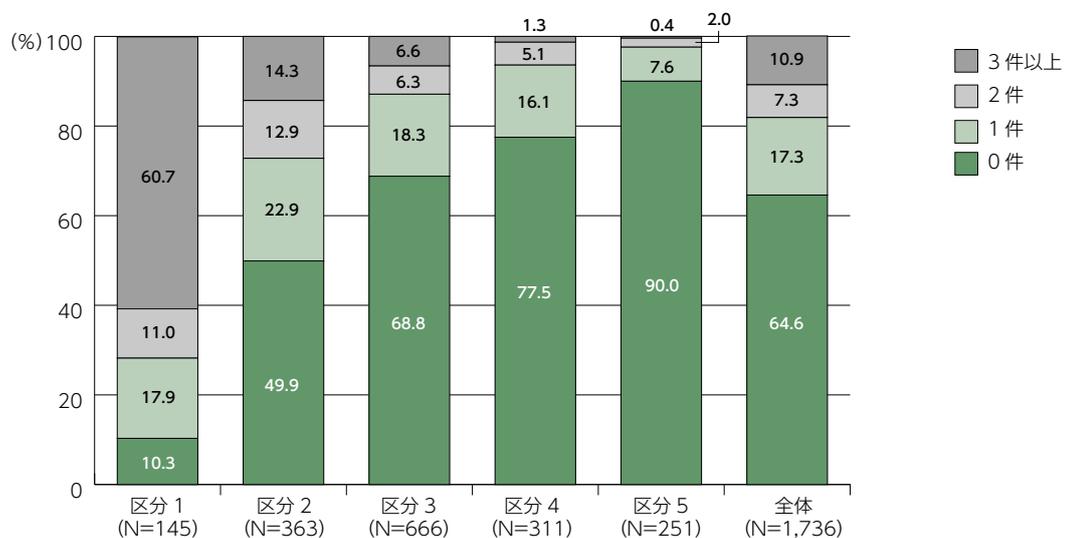
* 「—」は未集計項目

2-8 地域性と相談・通報件数

ここでは、人口規模・高齢化率・第1次産業従事者比率の3つの指標（地域性）から、図表 2-13 のように5つの区分に市区町村を分け、5年間の相談・通報件数（累積）の違いを図表 2-14 のように整理しています。これを見ると、相談・通報件数、とくに法施行後の5年間における相談・通報の「有無」に大きな違いがあることがわかります。

図表 2-13 人口規模・高齢化率・第1次産業従事者比率（地域性）による市区町村の区分

		人口	高齢化率	第1次産業従事者比率	市区町村数	傾向
区分1	平均値	470,530.6	22.1	2.4	145	第1次産業従事者比率：低 高齢化率：低 人口規模：とくに大
	(標準偏差)	(470,025.9)	(2.6)	(2.2)		
	中央値	339,323.0	21.8	1.8		
区分2	平均値	82,234.3	20.0	3.2	363	第1次産業従事者比率：低 高齢化率：低 人口規模：大
	(標準偏差)	(51,371.4)	(2.5)	(2.4)		
	中央値	72,401.0	20.5	2.7		
区分3	平均値	35,848.4	26.8	9.8	666	第1次産業従事者比率：中 高齢化率：中 人口規模：中
	(標準偏差)	(28,979.5)	(3.8)	(5.1)		
	中央値	27,490.0	26.8	9.4		
区分4	平均値	15,315.8	30.7	25.4	311	第1次産業従事者比率：高 高齢化率：高 人口規模：小
	(標準偏差)	(12,872.8)	(3.2)	(8.3)		
	中央値	10,281.0	30.5	24.3		
区分5	平均値	4,761.8	38.7	22.3	251	第1次産業従事者比率：高 高齢化率：とくに高 人口規模：とくに小
	(標準偏差)	(3,481.5)	(5.2)	(10.9)		
	中央値	3,784.0	37.7	20.7		
合計	平均値	73,681.7	27.4	12.4	1,736	
	(標準偏差)	(185,106.4)	(6.9)	(10.7)		
	中央値	25,808.5	26.8	9.6		



図表 2-14 区分ごとの累積（5年間）相談・通報件数（養介護施設従事者等による高齢者虐待）

3 養護者による高齢者虐待への対応

高齢者虐待防止・養護者支援法における養護者とは、「高齢者を現に養護する者であって養介護施設従事者等以外のもの」とされ、高齢者の世話をしている家族、親族、同居人等が該当すると考えられます。

◆養護者とは◆

3-1 相談・通報

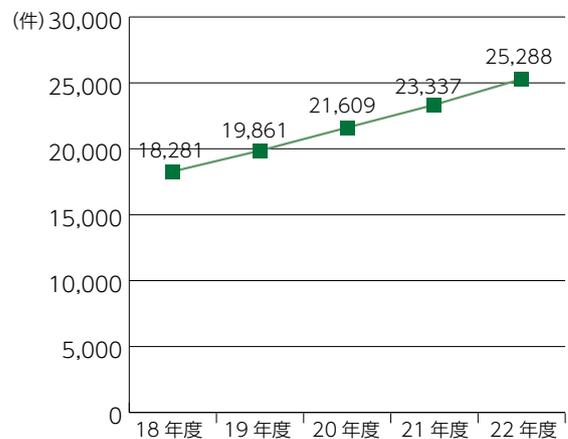
各年度において市区町村が受け付けた、養護者による高齢者虐待に関する相談・通報件数の推移を図表3-1に示しました。

これをみると、全体として増加傾向にあることがうかがえます。前年度比での増加率は、8～9%程度で推移しています。

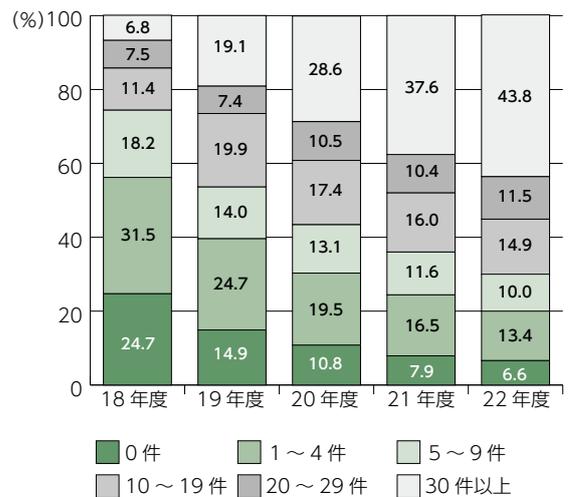
次に、市区町村ごとの相談・通報件数について、各年度時点での累積で示したものが、図表3-2です。法施行後徐々に相談・通報を受け付けた経験のある市区町村の割合は増加しており、平成22年度までの累積で、40%を超える市区町村で30例以上の相談・通報事例の蓄積があります。一方、6.6%の市区町村では法施行後の5年間で相談・通報受付経験がなく、経験があっても件数が10件に満たない市区町村も20%以上あります。

また、相談・通報がどのような立場の人によってなされたのかを図表3-3に示しました。相談・通報者としてもっとも多いのは「介護支援専門員・介護保険事業所職員」で、相談・通報事例の40%以上でした。虐待者本人が相談・通報を行うケースは非常に少なく、他の家族・親族、あるいは被虐待者本人による相談・通報は、全体としては2番目・3番目に割合が高くなっていますが、いずれも10%強にとどまっています。

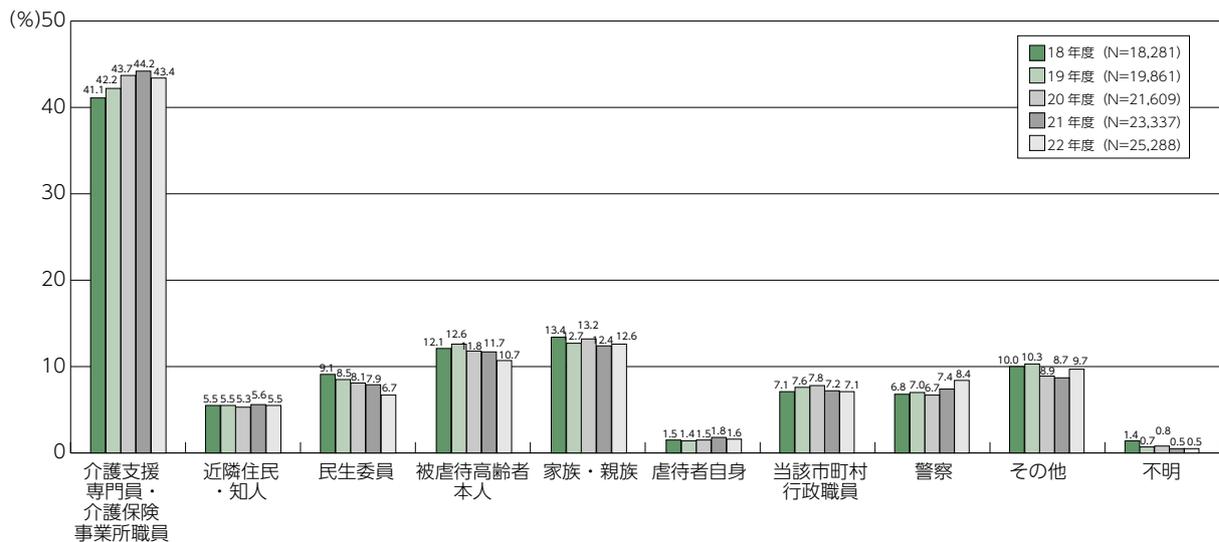
*以降に示す結果は、分析にあたって5年間のデータの連結に伴う処理を行ったため、厚生労働省が毎年度公表している法に基づく対応状況調査の結果とは、市区町村数や各項目の件数・割合等が一致しないことに留意されたい。
*割合に関する数値は小数点以下第2位を四捨五入しているため、表記された値の合計が100%にならない場合がある。



図表3-1 市区町村における相談・通報件数の推移 (養護者による高齢者虐待)



図表3-2 市区町村における累積相談・通報件数 (養護者による高齢者虐待)



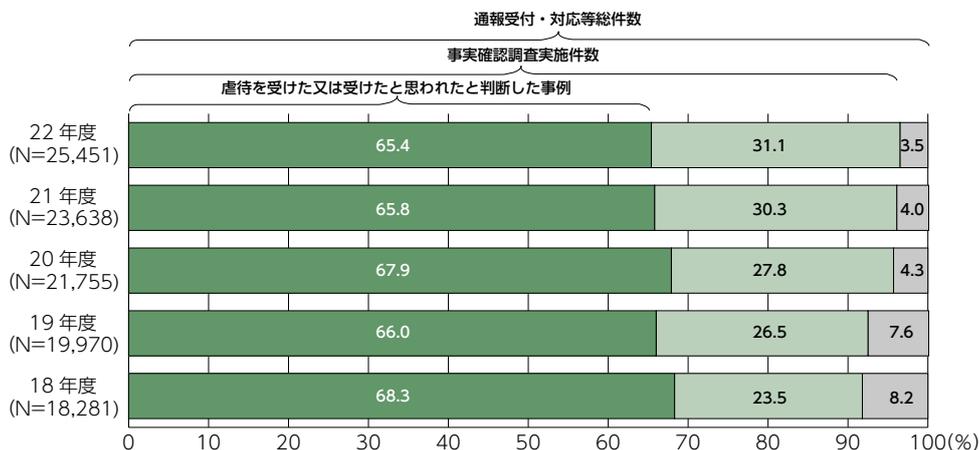
図表 3-3 市区町村に対する相談・通報者の内訳（養護者による高齢者虐待）

* 複数回答形式で集計し相談・通報件数に対する割合を算出している。

3-2 相談・通報に対する事実確認

相談・通報を受け付けた場合に、高齢者の状況や事実関係の確認がどのように行われているのかについて、図表 3-4 に示しました。これをみると、各年度において 90%以上の事例については事実確認が行われていることがわかります。また、全体の 65%～70%、事実確認を行った事例の 70%前後において、虐待の事実が認められています。

また、図表には示していませんが、累積の事実確認実施件数を市区町村ごとに整理すると、相談・通報件数と同様に、40%を超える市区町村で 30 例以上の事実確認を実施した事例の蓄積がありました。一方、法施行後の 5 年間で相談・通報受付経験がないか 10 件に満たない市区町村も合計して 30%程度ありました。

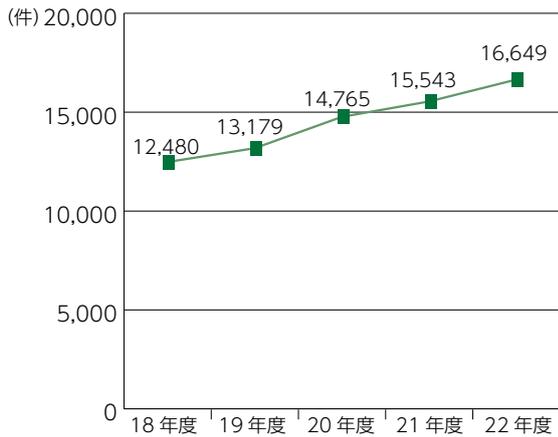


図表 3-4 市区町村における相談・通報に対する事実確認（養護者による高齢者虐待）

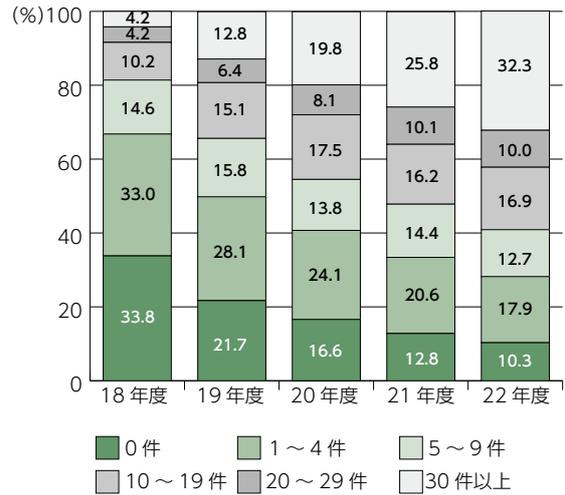
* 通報等を受け付けた翌年度以降に事実確認を行った事例が含まれるため、件数は図表 3-1 等とは一致しない。

3-3 虐待の件数と種別・類型

事実確認の結果、虐待を受けた（または受けたと思われる）と判断された事例（虐待判断事例）件数の推移を、図表 3-5 にまとめました。相談・通報件数（図表 3-1）と同様に、全体として増加傾向にあることがうかがえます。



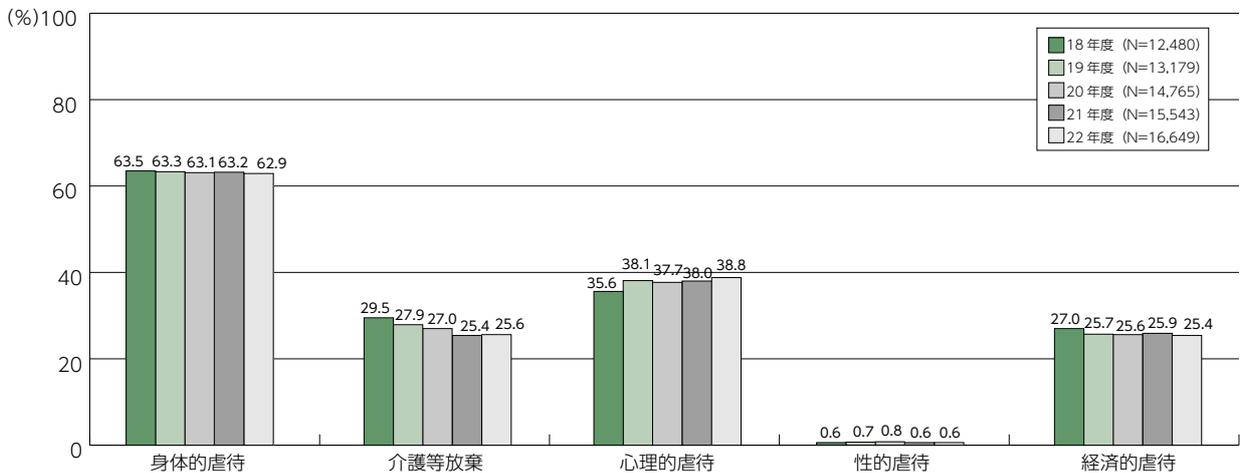
図表 3-5 虐待の事実が認められた事案件数の推移 (養護者による高齢者虐待)



図表 3-6 累積虐待事案件数 (養護者による高齢者虐待)

次に、市区町村ごとの虐待判断事案件数について、各年度時点での累積で示したものが、図表 3-6 です。法施行後虐待判断事例が発生した経験のある市区町村の割合は増加しており、平成 22 年度までの累積で、30%を超える市区町村で 30 例以上の虐待事例の蓄積があります。一方、10.3%の市区町村では法施行後の 5 年間に虐待事例がなく、10 件に満たない市区町村も 30%以上あります。

また、虐待判断事例について、虐待行為の種別・類型を示しました (図表 3-7)。年度間で多少増減がみられる類型があるものの、全体としてもっとも割合が高いのは身体的虐待 (約 60%) で、次いで心理的虐待 (約 40%) でした。また、介護等放棄 (ネグレクト) および経済的な虐待がそれに次ぎ、約 25%の割合でした。



図表 3-7 虐待の種別・類型 (養護者による高齢者虐待)

* 複数回答形式で集計し、虐待事案件数に対する割合を算出した。

3-4 被虐待者の状況

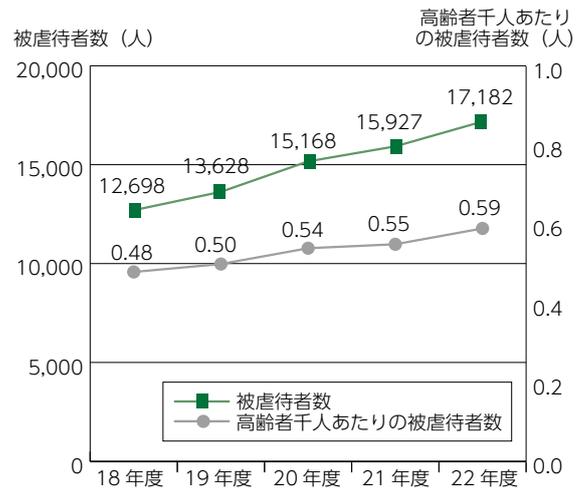
虐待の事実が認められた事例の中には、1 事例に複数の被虐待者 (虐待を受けた高齢者) が存在する場合があります。そのため、ここではまず年度ごとの被虐待者数について示しました (図表 3-8)。虐待の事実が認められた事案件数より 2~3%程度多く、同様の増加傾向を示しています。また、図表 3-8 には、高齢者千人あたりの被虐待者数 (判明した被虐待者の総数を、市区町村の高齢者人口の合計で割り、1,000 をか

けたもの) を同時に示しています。この値についても増加傾向にあり、平成 22 年度時点で高齢者千人あたり 0.59 人となっています。

次に、被虐待者のさまざまな属性について示しました。ここでは、直近の公表統計値との比較を行うため、平成 22 年度のデータを用いています。比較対象とした公表統計は次のとおりです。

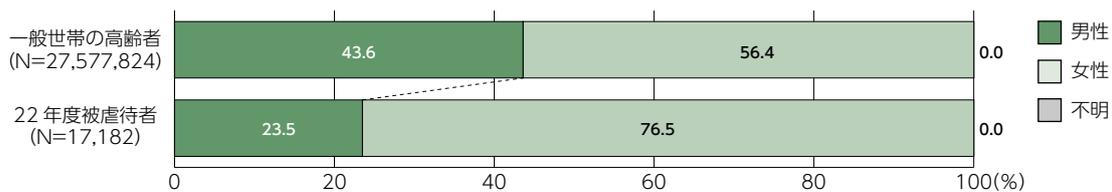
【比較対象とした公表統計】

- ・平成 22 年度国勢調査（一般世帯の高齢者）
- ・平成 22 年度国民生活基礎調査（以下に該当する者は除かれる：単身赴任者、出稼ぎ者、長期出張者（おおむね 3 か月以上）、遊学中の者、社会福祉施設（介護保険施設を含む）の入所者、長期入院者（住民登録を病院に移している）、預けた里子、収監中の者、その他の別居中の者）
- ・介護保険事業状況報告（平成 22 年 9 月暫定値）



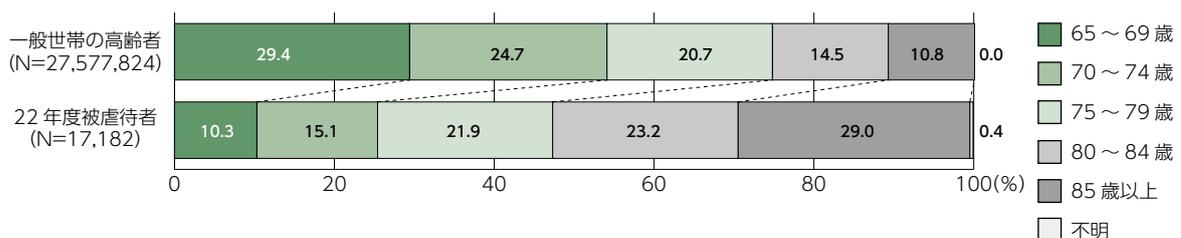
図表 3-8 被虐待者数および高齢者千人あたりの被虐待者数の推移（養護者による高齢者虐待）

まず、性別（図表 3-9）、年齢（図表 3-10）についてみていきます。被虐待者の特徴として、性別は女性の割合が高く、年齢については高い年齢層の割合、特に後期高齢期以降の割合が高いことがわかります。



図表 3-9 被虐待者の性別（養護者による高齢者虐待）

* 国勢調査との比較

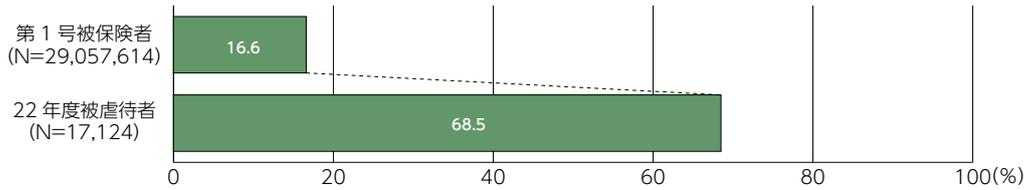


図表 3-10 被虐待者の年齢（養護者による高齢者虐待）

* 国勢調査との比較

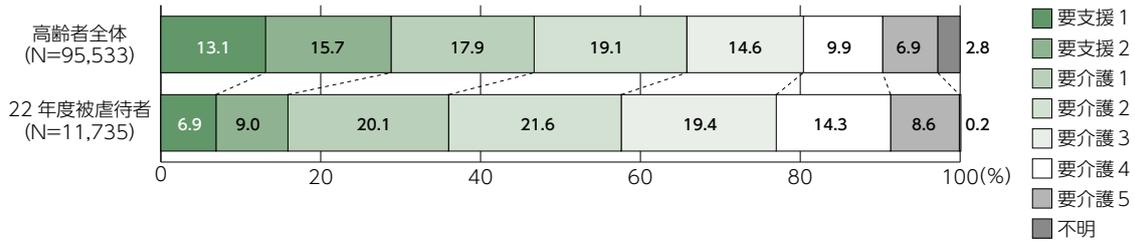
次に、要介護認定の状況（図表 3-11）、要介護認定を受けている場合の要支援・要介護状態（図表 3-12）、および認知症高齢者の日常生活自立度（図表 3-13）について示しています。なお、認知症高齢者の日常生活自立度については比較できる直近の公表統計がないため、被虐待者のみの結果を示しています。

これらの結果からは、被虐待者の特徴として、要介護認定を受けている人の割合が高く、認定を受けている場合、要支援・要介護の中でも要介護状態である割合が高いことがわかります。要介護 3 以上の人の割合、および要介護 4 以上の人の割合はそれぞれ 40%、20%を超えています。また、認知症高齢者の日常生活自立度からは、要介護認定を受けている場合の 70%近くが自立度Ⅱ以上であることがわかります。これは、



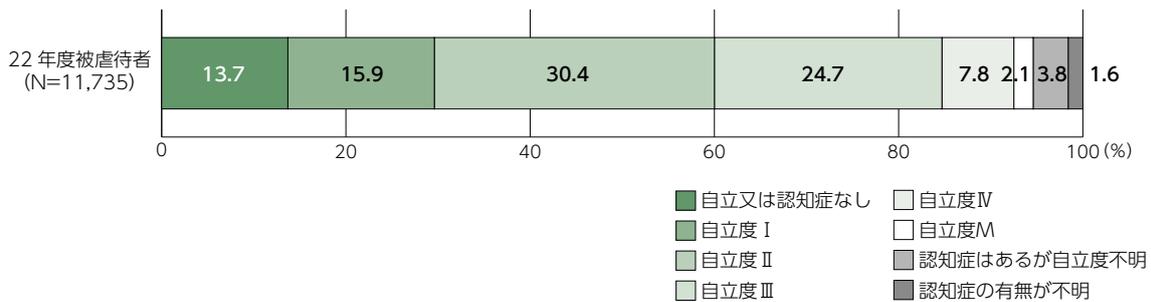
図表 3-11 被虐待者の要介護認定状況（養護者による高齢者虐待）

*介護保険事業状況報告における第1号被保険者との比較。第1号被保険者には非一般世帯の高齢者を含む。被虐待者は不明者を除いた総数のうち、介護保険申請状況が「認定済み」となっている割合を算出



図表 3-12 要介護認定済み被虐待者の要支援・要介護状態（養護者による高齢者虐待）

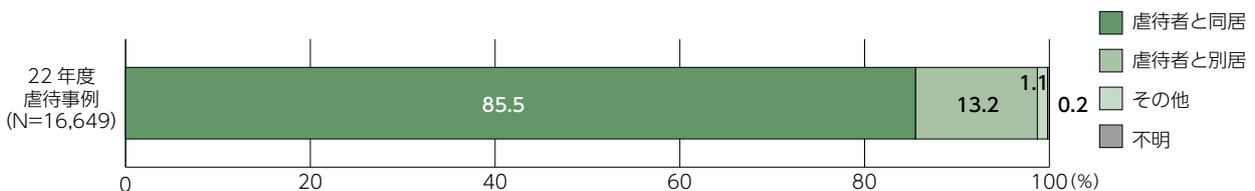
*国民生活基礎調査における推計値との比較



図表 3-13 要介護認定済み被虐待者の認知症高齢者の日常生活自立度（養護者による高齢者虐待）

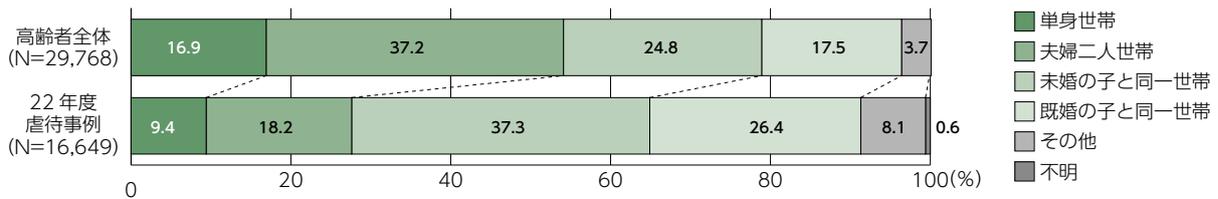
被虐待者全体の半数弱ということになります。

これらの結果に加えて、被虐待者に関して、虐待を行った養護者（虐待者）との同居の有無、世帯構成や虐待者の続柄をみていきます。同居の有無については図表 3-14、世帯構成については図表 3-15、続柄については図表 3-16 に示しています。なお、続柄については明確な比較対象となる公表統計がないため、被虐待者の状況のみを示しています。これらの結果をみると、まず虐待者と同居している状況で発生しているケースが全体の 85%以上を占めていることがわかります。また、世帯構成をみてみると、虐待事例の特徴として、単身もしくは夫婦二人世帯の割合が低く、子と同一世帯の割合が高いことが示されています。被虐待者からみた続柄では、息子が 40%を超えてもっとも多く、次いで夫や妻の割合が高くなっています。



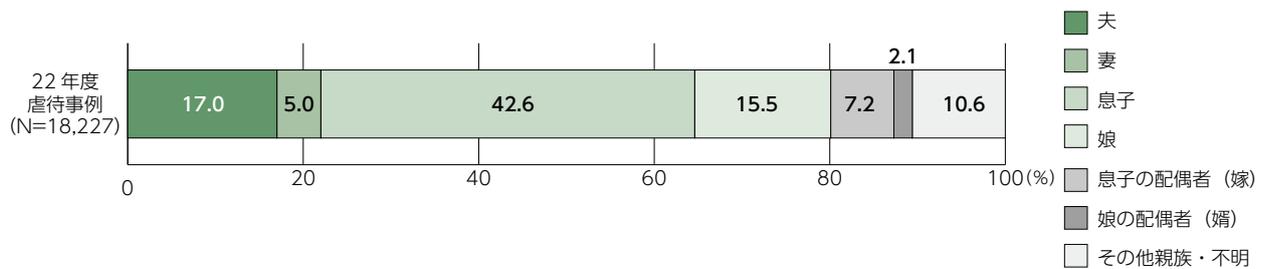
図表 3-14 虐待者との同居の有無（養護者による高齢者虐待）

*世帯に関する結果のため、虐待事例数を用いて算出した。



図表 3-15 被虐待者からみた虐待事例の世帯構成（養護者による高齢者虐待）

* 国民生活基礎調査における推計値との比較。被虐待者については、世帯に関する結果のため被虐待者数ではなく虐待事例数を用いて算出している



図表 3-16 被虐待者からみた虐待者の続柄（養護者による高齢者虐待）

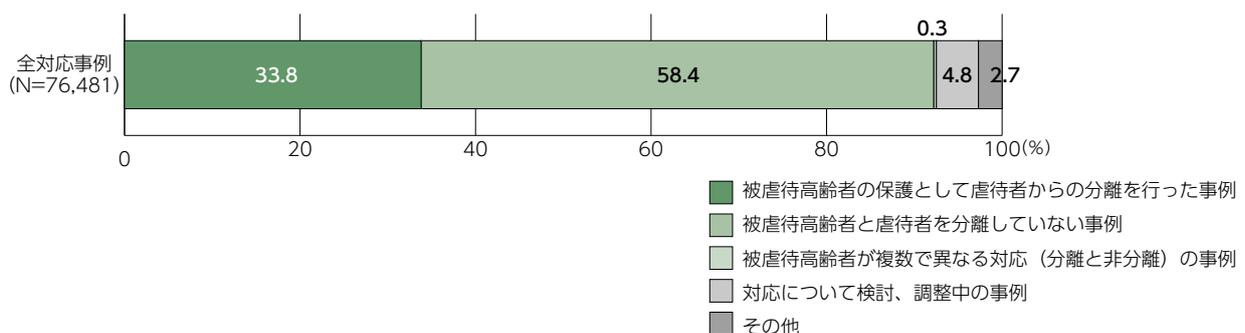
3-5 虐待の事実が認められた事例への対応状況

ここでは、虐待の事実が認められた事例について行った対応についてみていきます。なお、ここで示す結果については、5年度分の合計について集計しています。

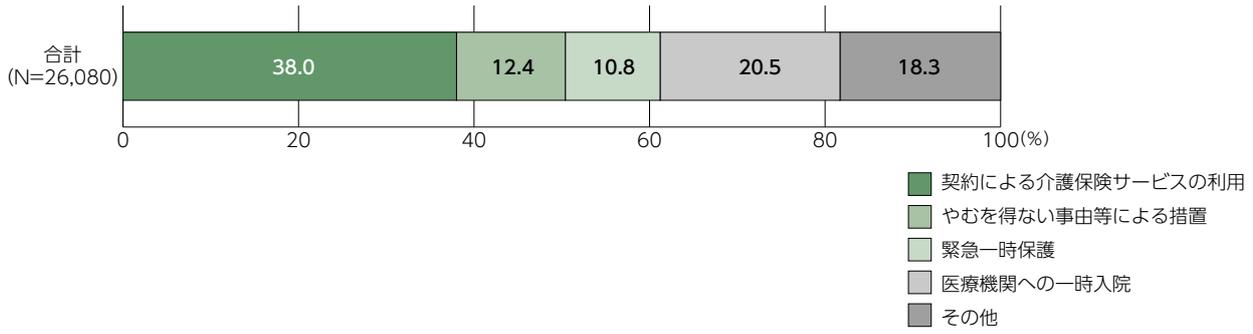
まず、虐待への対応としての分離の有無について、図表 3-17 に示しました。これをみると、およそ 1 / 3 の事例について、被虐待者の保護として虐待者からの分離が行われていることがわかります。

次に、分離を行った事例について、対応の内容をみていきます（図表 3-18）。図表 3-18 では、図表 3-17 で分離を行った、もしくは被虐待者が複数で異なる対応（分離と非分離）を行った事例について示しています。ここでの結果からは、もっとも多い対応が「契約による介護保険サービスの利用」であり、40%弱を占めていることがわかります。また、「医療機関への一次入院」がそれに次いで多く約 20%、その他「やむを得ない事由等による措置」や「緊急一時保護」といった対応も 10%超の事例で行われています。

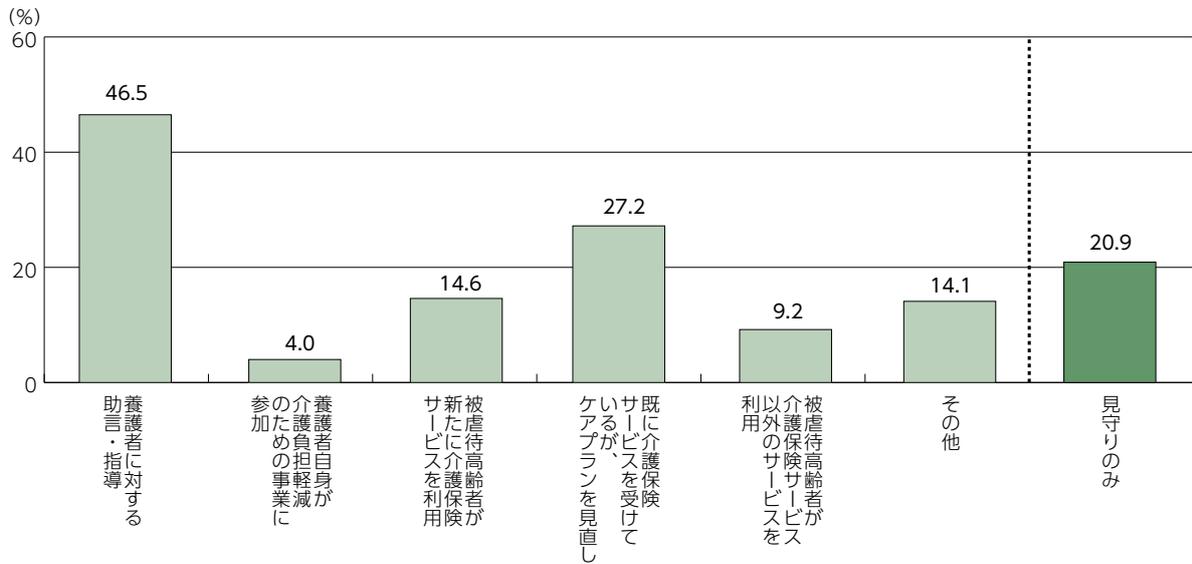
また、分離を行っていない事例における対応の内訳を図表 3-19 に示しました。ここでは、図表 3-17 で分離を行わなかった、もしくは被虐待者が複数で異なる対応（分離と非分離）を行った事例について示しています。これをみると、他の対応と重複しない「見守りのみ」は 20%程度であり、残りの約 80%の事例では何らかの積極的な対応が行われていることがわかります。それらの対応の中でもっとも多いのは「養護者



図表 3-17 虐待事例への対応策としての分離の有無（5年間の合計、養護者による高齢者虐待）



図表 3-18 分離を行った事例の対応の内訳 (5年間の合計、養護者による高齢者虐待)



図表 3-19 分離を行っていない事例の対応の内訳 (N=44,894) (5年間の合計、養護者による高齢者虐待)

*複数回答形式で集計し、該当事例数に対する割合を示した。ただし、「見守りのみ」のみ他の選択肢と重複しない。

に対する助言・指導」でした。次いで「既に介護保険サービスを受けているが、ケアプランを見直し」「被虐待高齢者が新たに介護保険サービスを利用」などが多く、介護保険サービスの調整による対応がはかられていることがわかります。

最後に、権利擁護に関する対応として、成年後見制度および日常生活自立支援事業の利用状況について示しました(図表 3-20)。これをみると、成年後見制度の利用を開始済みもしくは手続き中である事例の数、市町村長申立事例の数、日常生活自立支援事業の利用事例の数ともに、全体としては増加してきていることがわかります。

図表 3-20 権利擁護に関する対応 (養護者による高齢者虐待)

	18年度		19年度		20年度		21年度		22年度	
	件数	割合 (%)								
成年後見制度利用開始済	125		199		213		307		308	
成年後見制度利用手続き中	158		187		211		234		231	
(利用開始済・手続き中計) (うち市町村長申立て事例)	(283) (101)	(35.7)	(386) (132)	(34.2)	(424) (168)	(39.6)	(541) (214)	(39.6)	(539) (221)	(41.0)
日常生活自立支援事業の利用	238		227		225		257		309	

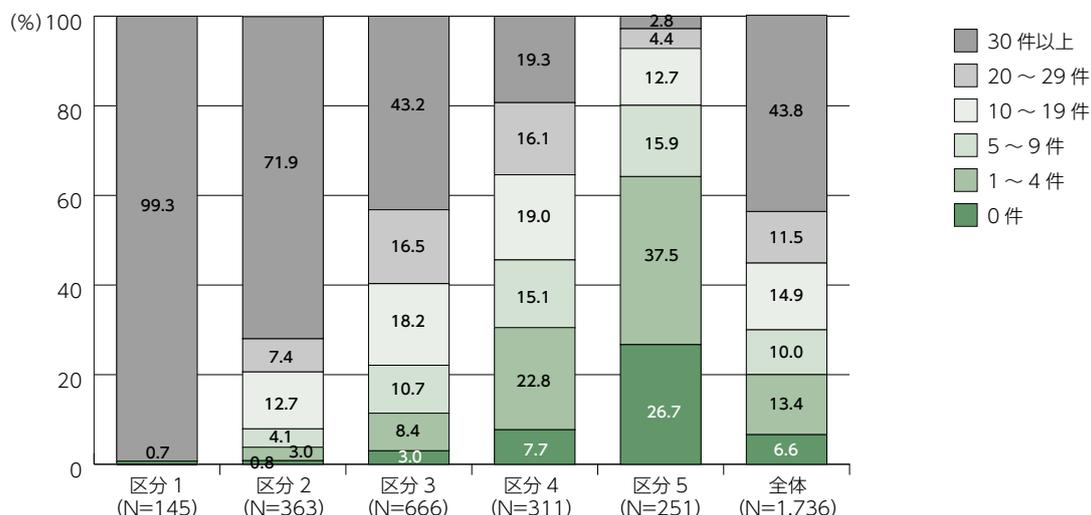
3-6 地域性と相談・通報件数および虐待事例数

ここでは、図表 2-13 等に示したように、人口規模・高齢化率・第1次産業従事者比率の3つの指標（地域性）から下記の5つの区分に市区町村を分け、5年間の相談・通報件数および虐待の事実が認められた件数（累積）を示しています。

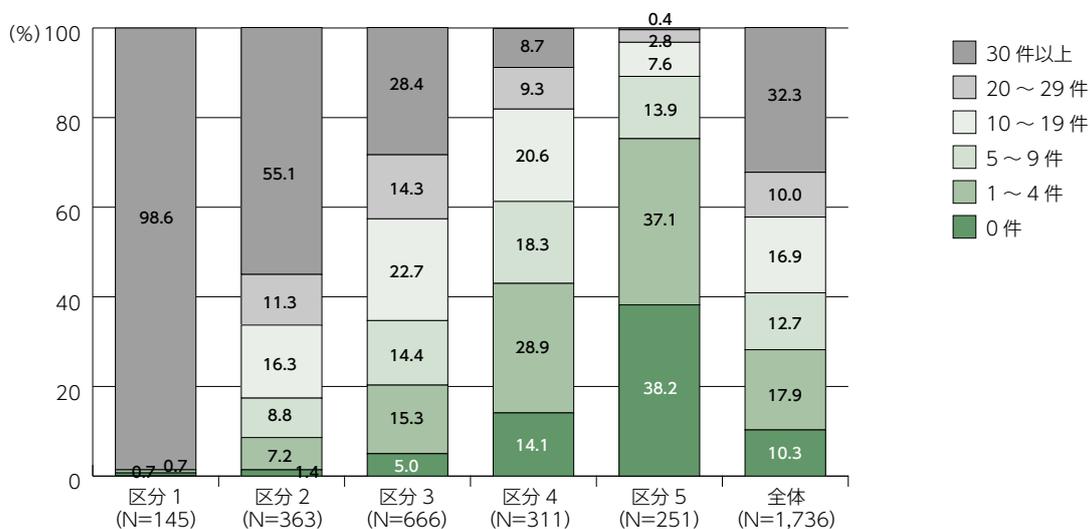
区分1 (145 市区町村)	…平均人口：47 万人、平均高齢化率：22.1%、平均第1次産業従事者比率：2.4%
区分2 (363)	……………平均人口：8.2 万人、平均高齢化率：20.0%、平均第1次産業従事者比率：3.2%
区分3 (666)	……………平均人口：3.6 万人、平均高齢化率：26.8%、平均第1次産業従事者比率：9.8%
区分4 (311)	……………平均人口：1.5 万人、平均高齢化率：30.7%、平均第1次産業従事者比率：25.4%
区分5 (251)	……………平均人口：0.5 万人、平均高齢化率：38.7%、平均第1次産業従事者比率：22.3%

まず、5年間の相談・通報件数（累積）の違いを図表 3-21 に示しました。これをみると、相談・通報の有無や件数に大きな違いがあることがわかります。

また、5年間の虐待事例件数（累積）については、図表 3-22 に示しました。相談・通報件数と同様、区分により傾向が異なることがわかります。



図表 3-21 区分ごとの累積（5年間）相談・通報件数（養護者による高齢者虐待）



図表 3-22 区分ごとの累積（5年間）虐待事例件数（養護者による高齢者虐待）

3-7 虐待等による死亡事例

ここでは、市区町村が把握した「介護している親族による、介護をめぐる発生した事件で、被介護者が65歳以上、かつ虐待等により死亡に至った事例」のうち、同一の枠組みで結果を整理することができた、平成19年度～平成22年度の104例についてまとめています。

まず、事件形態については、殺人が最も多く約半数を占めており、次いで介護等放棄（ネグレクト）による致死、心中、ネグレクトを除く虐待による致死の順となっていました（図表3-23）。



図表 3-23 死亡事例における事件形態 (N=104)

次に、どのような家族関係のなかで死亡事例が生じているかを、図表3-24に整理しました。もっとも多いのは息子から親へという関係で、次いで多いのは夫から妻へという関係でした。

また、死亡事例の約40%で、養護者（加害者）以外に他の養護者がいない状況であり、ほとんどのケースで養護者（加害者）が被養護者（被害者）と同居していました。

図表 3-24 死亡事例における加害者—被害者の関係

関係	加害者続柄 (被害者からみて)	続柄別 件数	続柄別 構成割合 (%)	関係別 件数	関係別 構成割合 (%)
配偶者間	夫	30	28.8	44	42.3
	妻	14	13.5		
子が親を	息子	43	41.3	57	54.8
	娘	11	10.6		
	息子の配偶者 (嫁)	1	1.0		
	娘の配偶者 (婿)	2	1.9		
その他	兄弟姉妹	1	1.0	3	2.9
	その他	2	1.9		
合計		104	100.0	104	100.0

*養護者（加害者）の総数は103であったが、被養護者（被害者）からみた続柄を示したため、総件数を104とした。そのため、娘から親へのケースが1件重複している。

4 市区町村における体制整備

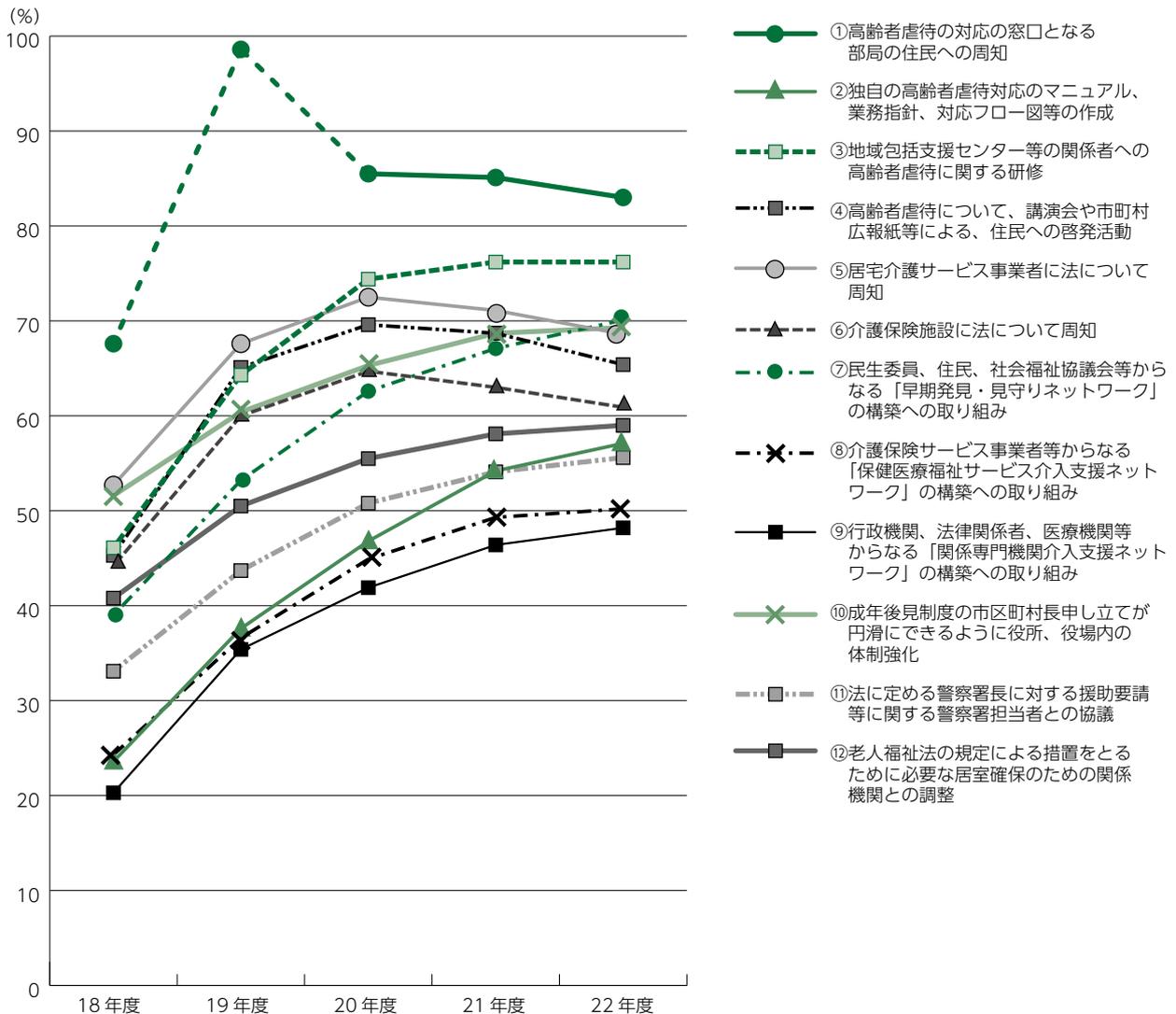
4-1 調査項目と項目ごとの実施率の推移

高齢者虐待防止・養護者支援法に基づく対応状況等に関する調査では、市区町村における高齢者虐待の防止・対応のための体制整備等について確認されています。

年度によって調査項目が異なるものが一部ありますが、5年間に於いてほぼ共通して調査された項目が12あり、ここではその項目ごとの実施率の推移を示しています。図表4-1に全体の傾向がわかる図を、図表4-2に実施率の詳細がわかる表を掲載しています。

ここでの結果から、体制整備状況については、法施行直後と比較した場合、実施率は概ね上昇していることがわかります。しかし、一部項目を除いて実施率は7割に満たず、伸び率も鈍化してきています。また周知・啓発に関わる施策はむしろ低下し始めているものもあることがわかります。

*以降に示す結果は、分析にあたって5年間のデータの連結に伴う処理を行ったため、厚生労働省が毎年度公表している法に基づく対応状況調査の結果とは、市区町村数や各項目の件数・割合等が一致しないことに留意されたい。



図表 4-1 市区町村における体制整備状況 (項目ごとの実施率の推移) (N=1,736)

* 18年度 (法施行年度) は「法施行前から実施又は取組み」と「法施行後に実施又は取組み」の合算。また、①の窓口部局の周知は、18年度は上記のとおり、19年度は実施時期は不問であり実質的に19年度までの累積、20年度以降は当該年度中の実施状況であることに注意。

図表 4-2 市町村における体制整備状況（項目ごとの実施率の詳細）

(N=1,736)

		18年度*	19年度	20年度	21年度	22年度
①高齢者虐待の対応の窓口となる部局の住民への周知**	実施市町村数	1,174	(1,711)	1,485 ***	1,478	1,441
	構成割合 (%)	67.6	(98.6)	85.5	85.1	83.0
	前年度とのポイント差				- 0.4	- 2.1
②独自の高齢者虐待対応のマニュアル、業務指針、対応フロー図等の作成	実施市町村数	409	653	813	941	992
	構成割合 (%)	23.6	37.6	46.8	54.2	57.1
	前年度とのポイント差		+14.1	+9.2	+7.4	+2.9
③地域包括支援センター等の関係者への高齢者虐待に関する研修	実施市町村数	800	1,116	1,291	1,322	1,323
	構成割合 (%)	46.1	64.3	74.4	76.2	76.2
	前年度とのポイント差		+18.2	+10.1	+1.8	+0.1
④高齢者虐待について、講演会や市町村広報紙等による、住民への啓発活動	実施市町村数	787	1,130	1,209	1,193	1,135
	構成割合 (%)	45.3	65.1	69.6	68.7	65.4
	前年度とのポイント差		+19.8	+4.6	- 0.9	- 3.3
⑤居宅介護サービス事業者に法について周知	実施市町村数	915	1,173	1,258	1,235	1,191
	構成割合 (%)	52.7	67.6	72.5	71.1	68.6
	前年度とのポイント差		+14.9	+4.9	- 1.3	- 2.5
⑥介護保険施設に法について周知	実施市町村数	768	1,041	1,124	1,094	1,058
	構成割合 (%)	44.2	60.0	64.7	63.0	60.9
	前年度とのポイント差		+15.7	+4.8	- 1.7	- 2.1
⑦民生委員、住民、社会福祉協議会等からなる「早期発見・見守りネットワーク」の構築への取り組み	実施市町村数	677	924	1,086	1,165	1,217
	構成割合 (%)	39.0	53.2	62.6	67.1	70.1
	前年度とのポイント差		+14.2	+9.3	+4.6	+3.0
⑧介護保険サービス事業者等からなる「保健医療福祉サービス介入支援ネットワーク」の構築への取り組み	実施市町村数	421	636	780	856	872
	構成割合 (%)	24.3	36.6	44.9	49.3	50.2
	前年度とのポイント差		+12.4	+8.3	+4.4	+0.9
⑨行政機関、法律関係者、医療機関等からなる「関係専門機関介入支援ネットワーク」の構築への取り組み	実施市町村数	353	615	727	806	837
	構成割合 (%)	20.3	35.4	41.9	46.4	48.2
	前年度とのポイント差		+15.1	+6.5	+4.6	+1.8
⑩成年後見制度の市区町村長申し立てが円滑にできるように役所、役場内の体制強化	実施市町村数	896	1,049	1,133	1,192	1,203
	構成割合 (%)	51.6	60.4	65.3	68.7	69.3
	前年度とのポイント差		+8.8	+4.8	+3.4	+0.6
⑪法に定める警察署長に対する援助要請等に関する警察署担当者との協議	実施市町村数	574	758	882	940	965
	構成割合 (%)	33.1	43.7	50.8	54.1	55.6
	前年度とのポイント差		+10.6	+7.1	+3.3	+1.4
⑫老人福祉法の規定による措置をとるために必要な居室確保のための関係機関との調整	実施市町村数	709	876	963	1,008	1,024
	構成割合 (%)	40.8	50.5	55.5	58.1	59.0
	前年度とのポイント差		+9.6	+5.0	+2.6	+0.9

* 18年度（法施行年度）は「法施行前から実施又は取組み」と「法施行後に実施又は取組み」の合算

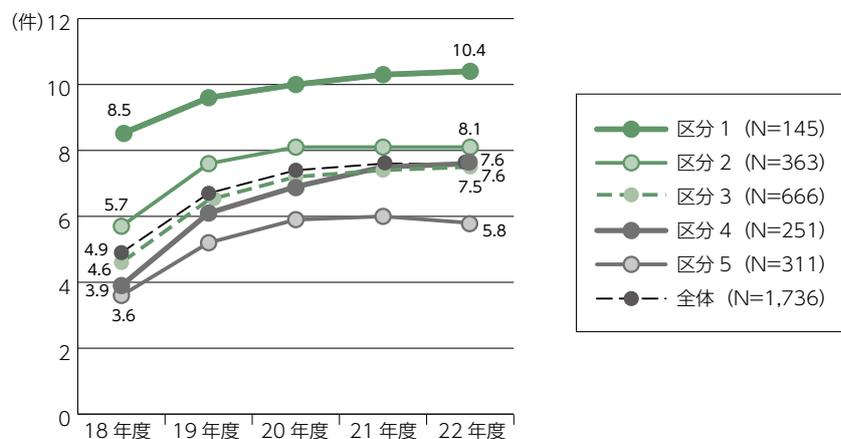
** 窓口部局の周知は、18年度は上記注のとおり、19年度は実施時期は不問であり実質的に19年度までの累積、20年度以降は当該年度中の実施状況であることに注意。

*** 太字表示は実施市町村数および実施率がもっとも大きい年度、グレーの網掛けは前年度とのポイント差がもっとも大きい年度、白抜き表示は前年度とのポイント差がマイナスの年度を指す。

4-2 地域性と体制整備の状況

ここでは、図表 2-13 等にしたように、人口規模・高齢化率・第 1 次産業従事者比率の 3 つの指標（地域性）から下記の 5 つの区分に市区町村を分け、体制整備の状況を示しています。12 の調査項目を合算した年度ごとの実施数について、区分ごとの平均値を算出し、年度間の推移を示しました（図表 4-3）。この結果から、区分間で実施率およびその推移が異なっていることがわかります。

区分 1 (145 市区町村)	…平均人口：47 万人、平均高齢化率：22.1%、平均第 1 次産業従事者比率：2.4%
区分 2 (363)	……………平均人口：8.2 万人、平均高齢化率：20.0%、平均第 1 次産業従事者比率：3.2%
区分 3 (666)	……………平均人口：3.6 万人、平均高齢化率：26.8%、平均第 1 次産業従事者比率：9.8%
区分 4 (311)	……………平均人口：1.5 万人、平均高齢化率：30.7%、平均第 1 次産業従事者比率：25.4%
区分 5 (251)	……………平均人口：0.5 万人、平均高齢化率：38.7%、平均第 1 次産業従事者比率：22.3%



図表 4-3 区分ごとの体制整備の状況 (各年度・各区分の平均値)

4-3 体制整備の状況と相談・通報および被虐待者数の関係

市区町村における体制整備の状況と、高齢者虐待に関する相談・通報、あるいは虐待を受けた高齢者の数との関係についてみています。

以下のような指標間の関係について、双方向の因果関係（例：体制を整備すればその結果として翌年の通報が増え、通報が増えると翌年の体制がより整備される）を想定した統計学的な分析を行いました。

【分析した関係】

- (1) 「養護者による高齢者虐待に関する、高齢者千人あたり相談・通報件数 (各年度)」と「体制整備項目 (12) 中の実施数 (各年度)」
- (2) 「養護者による高齢者虐待に関する、高齢者千人あたり被虐待者数 (各年度)」と「体制整備項目 (12) 中の実施数 (各年度)」
- (3) 「養介護施設従事者等による高齢者虐待に関する、相談・通報の有無 (各年度)」と「体制整備項目 (主に養護者による虐待対応に関わるものを除いた 6 項目) 中の実施数 (各年度)」

その結果、(1) ~ (3) のいずれにおいても、それほど大きくはないものの、双方向の関係があることが確認されました。したがって、市区町村における体制整備と、相談・通報や被虐待者の数（や有無）とは、一方が他方のきっかけになりうるという関係にあることがわかります。

4-4 地域包括支援センターの設置状況と相談・通報および被虐待者数の関係

市区町村における体制整備状況の一側面として、地域包括支援センターの設置状況が高齢者虐待に関する相談・通報、あるいは虐待を受けた高齢者の数との関係があるかどうかを確認しました。なおここでは、養護者による高齢者虐待に関する指標のみ確認しています。

その結果、直営のみ、委託のみなどといった、市区町村における地域包括支援センターの単純な設置形態の違いは、高齢者千人あたりの相談・通報件数や被虐待者数には大きく影響しないと考えられました。

また、1地域包括支援センターあたりでカバーする高齢者人口の大きさも、高齢者千人あたりの相談・通報件数や被虐待者数にはあまり影響しないと考えられました。

ただし、1地域包括支援センターあたりでカバーする高齢者人口の大きいほど、同じく1地域包括支援センターあたりの相談・通報件数および被虐待者数も大きいという、相関関係が認められました。

5 全国規模の実態調査

高齢者虐待防止・養護者支援法の施行以降、厚生労働省が実施する法に基づく対応状況調査以外に、さまざまな研究機関・者が調査研究を実施しています。

ここではそのうち、平成 18 年度～平成 22 年度に実施された、全国規模の動向や実態を把握するために行われた調査で、調査実施者等に内容の確認を取ることができた主な調査研究を示しています。

次ページ以降に、それらの調査研究の概要を示しています（図表 5-1）。

図表 5-1 法に基づく対応状況調査以外に実施された全国規模の調査研究（研究実施者等に内容確認の取れたもの）

養介護施設従事者等による高齢者虐待に関する調査

実施機関	年度	調査名	事業名	事業区分	対象	客体数	回収数	回収率	主な調査項目
認知症介護研究・研修仙台センター	2006	施設における高齢者虐待防止に関する調査	施設・事業所における高齢者虐待防止に関する調査研究事業	厚生労働省 老人保健事業推進費	特養・老健（現場責任者 1・経験 5 年以上の介護職員 1・経験 3 年未満の介護職員 1）	9,082 (× 3)	2,379 2,328 2,318	26.2% 25.6% 25.5%	<ul style="list-style-type: none"> ・施設で起きた虐待と思われる事例 ・虐待と思われる行為に対する意識 ・虐待防止・対応策 ・高齢者虐待防止法に対する認識および法施行後の変化
日本認知症グループホーム協会	2006	グループホームにおける権利擁護・虐待防止に関する実態調査	認知症グループホームにおける虐待防止・権利擁護研究事業	厚生労働省 老人保健事業推進費	グループホーム（協会会員事業所および会員事業所職員 2）	1,992 3,984	565 1,252	28.4% 31.4%	<ul style="list-style-type: none"> ・身体拘束に関する知識 ・行方不明等の発生回数 ・施設の状態 ・利用者への支援状況および事業所の意識 ・高齢虐待防止法に関する認知状況 ・虐待の状況および課題意識
認知症介護研究・研修仙台センター	2007	グループホームにおける高齢者虐待防止に関する調査	施設・事業所における高齢者虐待防止の支援に関する調査研究事業	厚生労働省 老人保健事業推進費	グループホーム（管理者 1・介護職員 1）	8,328 (× 2)	2,534 2,560	25.4% 26.8%	<ul style="list-style-type: none"> ・自事業所で起きた虐待と思われる事例 ・虐待と思われる行為に対する意識 ・虐待防止・対応策 ・高齢者虐待防止法に対する認識および法施行後の変化
認知症介護研究・研修仙台センター	2007	養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止に向けた市区町村における対策に関する調査	施設・事業所における高齢者虐待防止の支援に関する調査研究事業	厚生労働省 老人保健事業推進費	市区町村（特別区含む）	1,818	889	48.9%	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者虐待に関する相談・通報等の概況 ・虐待防止・対応に関する取り組み内容と成果 ・現在の懸案事項および今後の課題
全国抑制廃止研究会	2009	身体拘束廃止に必要なマンパワーおよび介護報酬に関する基礎調査	介護保険関係連施設の身体拘束廃止に向けた基礎的調査	厚生労働省 老人保健事業推進費	特養・老健・療養型・グループホーム	22,243	5,314	23.9%	<ul style="list-style-type: none"> ・施設および職員の概要 ・マンパワーとケアの関係 ・利用者の概要 ・身体拘束の状況 ・事故や紛争について ・施設理念や職員の意識について
東京都健康長寿医療センター研究所（東京都老人総合研究所）；菊池和則	2009	市町村の養介護施設従事者等による高齢者虐待への対応に関する調査	養介護施設従事者等による高齢者虐待への市町村の対応能力向上に関する研究	文部科学省 科学研究費	市区町村（特別区・政令市の区含む）	1,963	748	38.1%	<ul style="list-style-type: none"> ・前年度における入所施設での高齢者虐待の通報と対応 ・入所施設で行われる行為に対する虐待の判断 ・入所施設における虐待対応への準備体制・入所施設に対する事実確認調査の状況 ・入所施設に対する改善指導の状況 ・全般的な課題

実施機関	年度	調査名	事業名	事業区分	対象	客体数	回収数	回収率	主な調査項目
東京都健康長寿医療センター研究所(東京都老人総合研究所): 菊地和則	2009	都道府県が行う介護施設従事者等による高齢者虐待に対する市町村への支援に関する調査	介護施設従事者等による高齢者虐待への市町村の対応能力向上に関する研究	文部科学省 科学研究費	都道府県	47	35	74.5%	<ul style="list-style-type: none"> ・入所施設で行われる行為に対する虐待の判断 ・市町村が行う入所施設における虐待対応への準備体制 ・市町村が行う入所施設に対する事実確認調査への支援状況 ・市町村が行う入所施設に対する改善指導への支援状況 ・全般的な課題
認知症介護研究・研修仙台センター	2010	地方自治体における介護施設従事者等による高齢者虐待防止のための体制整備・施策展開に関する調査(市町村)	介護施設従事者等による高齢者虐待の防止に向けた地方自治体における適切な施策展開の支援に関する研究事業	厚生労働省 老人保健事業推進費	市区町村(特別区含む)	1,751	913	52.2%	<ul style="list-style-type: none"> ・体制整備状況および対応経験 ・防止・対応施策の状況 ・体制整備・施策展開上の課題
認知症介護研究・研修仙台センター	2010	地方自治体における介護施設従事者等による高齢者虐待防止のための体制整備・施策展開に関する調査(都道府県)	介護施設従事者等による高齢者虐待の防止に向けた地方自治体における適切な施策展開の支援に関する研究事業	厚生労働省 老人保健事業推進費	都道府県	47	40	85.1%	<ul style="list-style-type: none"> ・体制整備状況および対応経験 ・防止・対応施策の状況 ・体制整備・施策展開上の課題
日本社会福祉士会	2010	介護施設従事者等による高齢者虐待に関する市町村アンケート調査	養護者による高齢者虐待対応の標準化のためのマニュアル策定並びに施設従事者による虐待対応の実態調査及び対応システムに関する研究	厚生労働省 老人保健事業推進費	市町村 (平成21年度に介護施設従事者等による高齢者虐待対応を行った市町村)	362	109	29.3%	<ul style="list-style-type: none"> ・対応した事例の概要 ・通報等が寄せられてからの対応内容 ・事実確認調査で確認した内容 ・改善指導の実施状況、内容 ・モニタリング・評価の実施状況 ・専門的な支援機関の必要性 ・都道府県への期待

養護者による高齢者虐待に関する調査

実施機関	年度	調査名	事業名	事業区分	対象	客体数	回収数	回収率	主な調査項目
医療経済研究機構	2006	高齢者虐待防止法施行後の高齢者虐待事例への対応状況に関する調査	高齢者虐待に関する困難事例に対する介入及び地域支援のあり方に関する研究	厚生労働省 老人保健事業推進費	市区町村（特別区含む）	1,840	1,096	59.6%	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者虐待防止法施行後の市区町村の取組み状況 ・地域包括支援センターの設置状況、委託状況 ・役所・役場と外部機関の役割分担 ・高齢者虐待に対応するチーム・ネットワーク ・平成18年4～9月の半年間に新たに受理した家庭内の高齢者虐待の相談・通報件数、対応の状況 ・高齢者虐待への対応の困難度
東洋大学： 坂田伸子	2006	自治体における高齢者虐待対応に関する調査	高齢者虐待防止法施行後の自治体と地域包括支援センターの虐待予防に関する研究	文部科学省 科学研究費	市区町村（特別区含む）	1,842	984	53.4%	<ul style="list-style-type: none"> ・相談窓口数・通報件数・虐待認定件数等 ・高齢者虐待防止専門チームの有無、メンバー等 ・専門職対象の研修会・講習会の開催の有無、マニュアル作成の有無 ・一般市民対象の講演会開催の有無、リーフレット等作成の有無 ・緊急一時保護所、シェルターの有無、虐待予防で実施している事 ・措置、立ち入り調査、援助要請の有無、虐待情報の集約機関について ・地域包括支援センター運営主体、設置数等
東洋大学： 坂田伸子	2007	地域包括支援センターの担当部署の高齢者虐待対応に関する調査	高齢者虐待防止法施行後の自治体と地域包括支援センターの虐待予防に関する研究	文部科学省 科学研究費	市区町村（特別区含む、地域包括支援センター担当部署）	1,827	958	52.4%	<ul style="list-style-type: none"> ・自治体の人口、センター数、運営主体、配属職種、市区町村委託事務内容等 ・高齢者虐待相談窓口設置場所、相談受理件数、相談者、虐待把握件数等 ・高齢者虐待対応別中心部署、情報の共有部署等 ・専門職対象マニュアル、一般市民対象リーフレット等作成の有無、高齢者虐待防止ネットワークの有無、高齢者虐待予算の有無 ・高齢者虐待研修会の有無、センター職員の高齢者虐待の知識と技術について ・高齢者虐待に関わる業務量、他部署・他センター等との連携について
大阪府立大学 黒田研二研究 室：水上然	2007	高齢者虐待防止に関する市区町村システムの調査	高齢者虐待防止に関する市区町村システムの調査	その他	市区町村（特別区含む、人口3万人以上）	826	542	65.6%	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者虐待防止システムの構築状況 ・地域包括支援センターの設置数・形態 ・市区町村（担当課）と地域包括支援センターの役割分担 ・関係機関との連携状況 ・高齢者虐待防止における支援や介入における自己評価

実施機関	年度	調査名	事業名	事業区分	対象	客体数	回収数	回収率	主な調査項目
関東学院大 学：萩原清子	2007	居宅介護支援事業所における高齢者虐待の発見及び対応に関する調査	高齢者虐待防止法施行後1年の検証	その他(所属機関研究助成)	居宅介護支援事業所・主任介護専門員(抽出)	1,000	307	30.7%	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者虐待防止・解決のための体制 ・法施行後1年間の高齢者虐待ケース発見後の対応 ・法施行前後の違い ・高齢者虐待防止法に対する評価
医療経済研究機構	2008	【市区町村】高齢者虐待防止法施行後の高齢者虐待事例への対応状況に関する調査	高齢者虐待防止法施行後の高齢者虐待事例への対応状況に関する調査	厚生労働省 老人保健事業推進費	市区町村(特別区を含む、2006年度調査回答自治体)	990	569	57.5%	<ul style="list-style-type: none"> ・市区町村における高齢者虐待防止の体制整備への取り組み状況 ・高齢者虐待に対応するチーム・ネットワークと関与メンバー ・平成20年4月1日から9月30日の期間に新たに受理した家庭内の高齢者虐待の相談 ・通報件数、対応の状況 ・厚生労働省作成のマニュアルの参考状況、要望・高齢者虐待防止への取組みに必要な条件や支援、国 ・都道府県・制度全般への要望
医療経済研究機構	2008	【都道府県】高齢者虐待防止法施行後の高齢者虐待事例への対応状況に関する調査	高齢者虐待防止法施行後の高齢者虐待事例への対応状況に関する調査	厚生労働省 老人保健事業推進費	都道府県	47	41	87.1%	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者虐待に対応する組織・体制 ・高齢者虐待の防止に取組む際に必要な条件や支援、国や都道府県に臨むこと、制度全般に関する要望、提言等 ・厚生労働省作成のマニュアルの評価・その他、高齢者虐待防止の取組みの中で気づいたこと ・当自治体における今後の課題
地域保健研究会	2008	地域包括支援センターの保健師・看護師の役割と活動体制の強化に関するアンケート調査	地域包括支援センター機能の進化および高齢者福祉活動体制の強化に関する調査研究	厚生労働省 老人保健事業推進費	地域包括支援センター	3,980	1,659	41.7%	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の権利擁護・成年後見業務について ・保健師等看護職の高齢者の権利擁護の活動状況等
日本社会福祉士会	2008	養護者による(家庭内における)高齢者虐待対応に対する対応力及び専門的人材の育成に関する調査	市町村における虐待対応の専門的人材育成を目的とする研究基盤整備に関する調査、研究事業	厚生労働省 老人保健事業推進費	市区町村(特別区・政令市の区含む)	1,973	1,030	52.2%	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者虐待対応の実施体制 ・マニュアル・帳票類の整備状況 ・人材養成のための研修の実施状況

実施機関	年度	調査名	事業名	事業区分	対象	客体数	回収数	回収率	主な調査項目
医療経済研究機構	2010	【市区町村】家庭内の高齢者虐待防止のための自治体における体制整備への取り組みに関する調査	市区町村における高齢者虐待防止の標準化のための体制整備状況に関する要因および支援のあり方の検討	厚生労働省 老人保健事業推進費	市区町村（特別区含む）	1,750	1,032	59.0%	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者虐待防止の体制 ・対応の困難度 ・体制整備への取り組み状況 ・取組みに必要な条件や支援
医療経済研究機構	2010	【都道府県】家庭内の高齢者虐待防止のための自治体における体制整備への取り組みに関する調査	市区町村における高齢者虐待防止の標準化のための体制整備状況に関する要因および支援のあり方の検討	厚生労働省 老人保健事業推進費	都道府県	47	41	87.2%	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者虐待防止の体制 ・対応の困難度 ・市区町村の取組みへの支援の状況 ・取組みに必要な条件や支援
医療経済研究機構	2010	【地域包括支援センター】家庭内の高齢者虐待防止のための体制整備への取り組みに関する調査	市区町村における高齢者虐待防止の標準化のための体制整備状況に関する要因および支援のあり方の検討	厚生労働省 老人保健事業推進費	地域包括支援センター	4,191	1,900	45.3%	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者虐待防止の体制 ・対応の困難度 ・体制整備への取り組みの状況 ・取組みに必要な条件や支援

養介護施設従事者等・養護者の両者を対象とした調査

実施機関	年度	調査名	事業名	事業区分	対象	客体数	回収数	回収率	主な調査項目
日本高齢者虐待防止センター	2007	都道府県高齢者虐待防止対策推進主管課担当者に対するヒアリング調査	都道府県職員等に対する高齢者の権利擁護および虐待対応能力向上に関する事業	厚生労働省 老人保健事業推進費	都道府県	47	47	100%	<ul style="list-style-type: none"> ・都道府県の高齢者虐待対応に関する組織体制 ・都道府県主催による研修プログラムの概要と作成手順 ・養介護施設従事者等による高齢者虐待に関する施策の実施状況 ・市町村支援としての都道府県レベルでの施策の実施状況
日本社会福祉士会・日本高齢者虐待防止学会	2007	「地域包括支援センターに所属する社会福祉士は高齢者虐待にどのように対応しているのか」に関する全国実態調査	-	その他	地域包括支援センター	3,837	1,143	29.8%	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者虐待防止法の施行に対する準備 ・高齢者虐待対応に関する専門性